

1 湯沢学園の充実

(1) 保小中一貫教育(湯沢学園)を充実させ、知育・徳育・体育の向上を図る。特に、全国学力・学習状況調査については全国・県を安定的に上回るようにする。

(2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会)により、学校・家庭・地域・行政が連携して学校を支援する。

(3) 地域交流センターを拠点として、学園支援ボランティアの活用を図り、学園の諸活動を支援する。

(4) 豊かな心を育み、いじめを許さない意識を醸成することで、いじめ見逃しゼロを目指す。

(5) 総合子育て支援センターを拠点として、乳幼児・園児・児童・生徒及びその家庭に対する細やかな支援を行う。

(6) 姉妹都市との教育交流を通じ、国際社会で活躍できる生徒の育成をめざす。

新潟県教育振興基本計画5つの基本方針

1 一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進

2 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備

3 魅力ある高等教育環境の充実

4 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり

5 生涯学び活躍できる環境づくりと文化の振興

3 生涯学習の充実

(1) 湯沢町生涯学習推進プランに基づき、生涯学習の充実を図る。

(2) 歴史民俗資料館「雪国館」については、指定管理者制度による運営を継続し、さらなる利活用を図る。

(3) 文化の香り高い町の拠点施設として、「童画美術館」の建設と活用を図る。

(4) 各地区の生涯学習活動については、教育行政の担当者とともに地域のニーズを把握し、先導して取り組む。

(5) 町の宝である文化財の保存及び活用に努める。

(6) 学園のプールなど教育施設の一般開放に配慮する。

(7) 湯沢町公民館の外部委託への移行を推進し、施設利用者に対するサービス向上と事業の充実を図る。

湯沢町教育に関する大綱

教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

適用年度(令和元年度～令和5年度までの5年間)

2 子育て支援の充実

(1) 総合子育て支援センターを拠点として、支援が必要な子どもとその家庭を一元的な体制で支援する。

(2) 認定こども園において、保・小の円滑な接続(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム・のびのび教室)をはじめとする保育・教育内容の充実を図る。

(3) 支援を必要とする子どもたちが増えている現状を踏まえ、就学支援の充実に努める。

(4) 子育てニーズに対応するため、放課後児童クラブ、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育を継続して実施する。

(5) 子どもたちの基本的生活習慣の状態を保護者に周知するとともに、認定こども園や学校で保護者支援を行うことで、家庭の教育力の向上を図る。

5 事故・事件等の緊急対応の確認

(1) 日常において未然防止策を徹底する。

(2) 発生時には、緊急対応マニュアルにより対処する。

(3) 児童相談所をはじめ警察署など関係機関と連携し、対応する。

(4) 重大な案件については、青少年問題協議会で検討する。

(5) いじめなどの問題が発生した場合は、湯沢町いじめ防止基本方針により対応する。

4 施設・設備の充実

(1) 通学路の安全対策について、通学路安全推進協議会で協議し、関係機関と連携して対応する。

(2) 旧中学校の屋外プールについて、安全面や環境美化を踏まえて早期に今後の方向を検討するほか、湯沢学園の環境整備に努める。